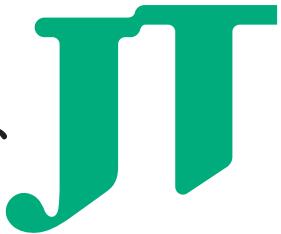


# 第27回 定時株主総会 招集ご通知

ひとりの  
ときを、  
想う。



# 目次

---

## 招集ご通知

第27回定時株主総会招集ご通知	2
-----------------	---

## 事業報告

I. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項	4
II. 会社の株式に関する事項	20
III. 会社の新株予約権等に関する事項	22
IV. 会社役員に関する事項	24
V. 会計監査人に関する事項	28
VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要	29

## 連結計算書類

連結財政状態計算書	33
連結損益計算書	34
連結持分変動計算書	35

## 計算書類

貸借対照表	36
損益計算書	37
株主資本等変動計算書	38

## 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人会計監査報告	39
会計監査人監査報告	41
監査役会監査報告	43

## 株主総会参考書類

株主総会参考書類	45
----------	----

証券コード 2914  
2012年5月31日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号  
**日本たばこ産業株式会社**  
代表取締役社長 木 村 宏**第27回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2012年6月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）より2012年6月21日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2012年6月22日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号  
東京プリンスホテル

3. 目 的 事 項  
報 告 事 項

- 第27期（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第27期（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）計算書類の内容報告の件

## 決 議 事 項

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件

〈株主提案（第5号議案から第8号議案まで）〉

- 第5号議案 剰余金の配当の件  
第6号議案 自己株式の取得の件  
第7号議案 定款一部変更の件  
第8号議案 自己株式の消却の件

## 4. その他の招集にあたっての決定事項

- 議決権行使書用紙の返送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

## 【議決権の行使についてのご案内】

1. 郵送による議決権の行使  
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットによる議決権の行使  
パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、56ページから57ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。
3. 当社は、株式会社ICJが運営する電磁的方法による議決権行使に関するシステム（議決権電子行使プラットフォーム）に参加いたしております。
4. 第1号議案と第5号議案の関係について  
第1号議案と第5号議案は、両立しない関係にあります。したがって、書面又は電磁的方法により、第1号議案に賛成、かつ、第5号議案に賛成する旨の議決権の行使をされた場合、第1号議案及び第5号議案への議決権の行使は無効とさせていただきますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

## 【当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ】

1. 連結計算書類の注記及び計算書類の注記は、法令及び当社定款第14条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jti.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の注記及び計算書類の注記も含まれております。
  2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jti.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日の議事進行につきましては、日本語で行います。また、当社では通訳を用意しておりません。予めご承知おき願います。

# 事業報告 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

## I. 企業集団 (当社グループ) の現況に関する事項

### 1. 企業集団の事業の経過及びその成果

#### (1) 2011年度までの中期経営計画「JT-11」について

当社グループは、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させるため、2009年度から2011年度までの3年間についての中期経営計画「JT-11」を策定し、長期的に目指す企業像である「JTグループならではの多様な価値をお客様に提供するグローバル成長企業」の実現に向け取り組んでまいりました。

「JT-11」期間中における全社目標としては、年平均5%以上のEBITDA成長(為替一定)を掲げており、国内及び海外たばこ事業の貢献により、目標を上回る8.3%のEBITDA成長を達成いたしました。

国内たばこ事業においては、2010年10月の大幅な増税、昨年(2009年)の東日本大震災といった想定を超える環境変化を乗り越え、2009年度当初見込EBITDAの維持という目標を大きく上回る実績となりました。販売数量が大きく減少する中で利益成長を成し遂げたことにより、将来の利益成長ポテンシャルを確認できたと考えております。

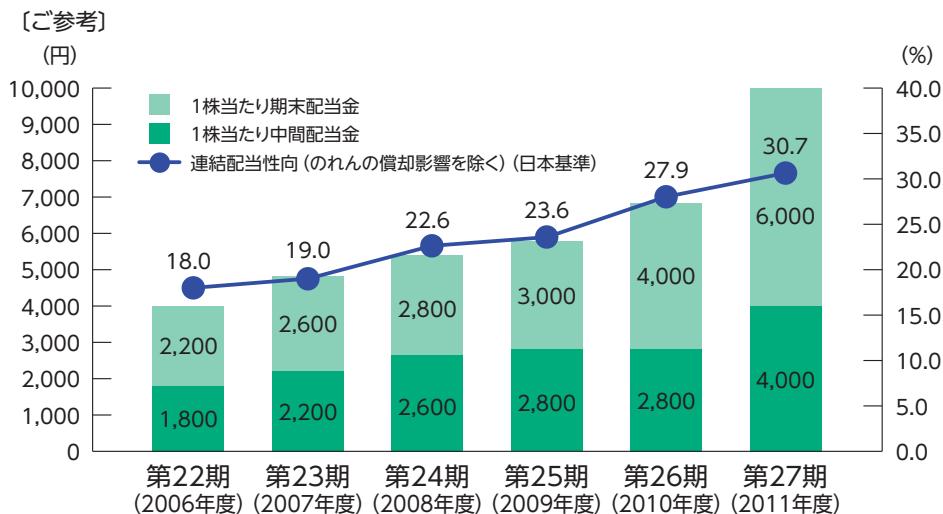
海外たばこ事業においては、不確実性が高まる事業環境においても、市場シェアの伸張及びGFB<sup>(注)</sup>の成長に牽引され、「JT-11」の目標であった為替一定でのEBITDA10%成長を達成し、利益成長のモメンタムの継続を確認できました。

医薬事業については、後期開発品の充実及びR&Dパイプラインの強化を目指し、導出先による抗HIV薬「JTK-303」を含む配合錠の米国等における承認申請及びMEK阻害剤のメラノーマを適応症とした開発の進展等、着実な成果を確認することができました。

食品事業においては、飲料事業におけるルーツブランドの強化、また、加工食品事業については、成果の結実への足取りは緩やかながらも、今後の利益創出に向け着実に基盤強化を進めてまいりました。

(注) ブランド・ポートフォリオの根幹を支える「ウィンストン」「キャメル」「マイルドセブン」「ベンソン・アンド・ヘッジス」「シルクカット」「LD」「ソプラニー」「グラマー」の8ブランドをGFB(グローバル・フラッグシップ・ブランド)としております。

また、配当については、連結配当性向30%（のれんの償却影響を除く）を目標として掲げておりましたが、当期の期末配当を、1株当たり6,000円とさせていただく予定です。これが承認されますと、年間では中間配当4,000円を含め1株当たり10,000円となり、2011年度ののれん償却影響を除く当期純利益が3,099億円となったことから、連結配当性向（のれんの償却影響を除く）は目標を達成する水準となります。



※ 上記（1）及びご参考に記載の財務数値は日本基準に基づくものであり、会計監査人による監査を受けておりません。

## (2) IFRSの適用について

当社グループは、従来の日本基準に替えて国際会計基準（IFRS）を2012年3月期年度決算から適用しております。日本基準とIFRSとの差異の概要は以下のとおりです。

### <表示組替>

- 日本基準では、子会社TSネットワーク株式会社が取り扱う輸入たばこ等の代理取引取扱高を「売上高」及び「売上原価」に含めて表示しておりましたが、IFRSでは、当該代理取引取扱高を「売上収益」及び「売上原価」に含めておりません。また、日本基準では、一部のリベート等は「販売費及び一般管理費」に表示しておりましたが、IFRSでは、「売上収益」より控除して表示しております。
- 日本基準では、「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」及び「特別損失」に表示していた項目を、IFRSでは、財務関連項目を「金融収益」又は「金融費用」に、それ以外の項目については、「売上原価」、「その他の営業収益」、「持分法による投資利益」又は「販売費及び一般管理費等」に表示しております。

### <認識及び測定の違い>

- 日本基準では、のれんの償却については、実質的に償却年数を見積り、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSでは、償却を停止しております。
- 日本基準では、退職給付債務の計算における数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生翌期から費用処理することとしておりましたが、IFRSでは、数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益に認識しております。
- 日本基準では、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは、定額法を採用しております。

## (3) 当期の経営成績

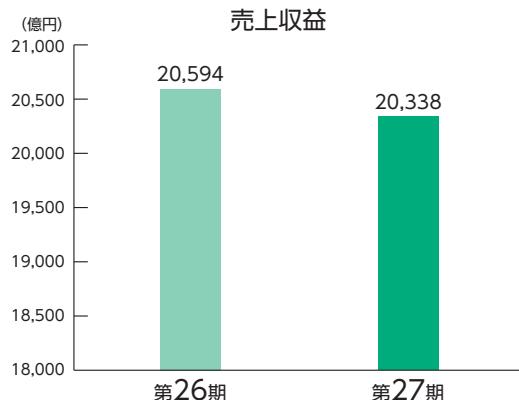
以下の各財務数値はIFRSに基づくものです。

### 全般的概況

#### 売上収益

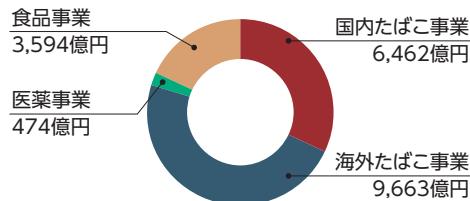
売上収益につきましては、国内及び海外たばこ事業における単価上昇効果があったものの、国内たばこ事業における震災影響及び増税・定価改定等に伴う販売数量の減少並びに円高影響等により、前年度比255億円減収の2兆338億円（前年度比1.2%減）となりました。

〔ご参考〕



〔ご参考〕

#### 売上収益の事業セグメント別構成比



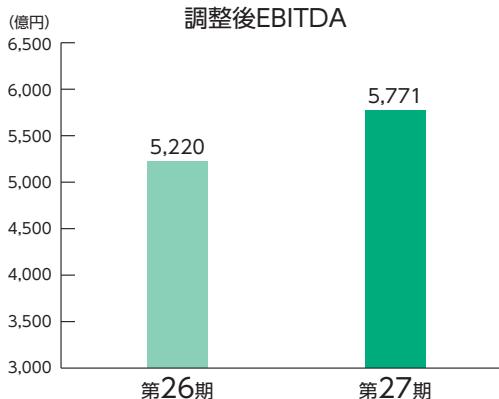
### 営業利益及び調整後EBITDA

葉たばこ廃作協力金、海外たばこ事業における合理化費用等を計上したものの、主として国内及び海外たばこ事業における単価上昇効果、固定資産売却益の増加並びに前年度のカナダにおける行政法規違反に係る過料の支払等により、営業利益は前年度比579億円増益の4,592億円（前年度比14.4%増）となりました。

また、減価償却費及び償却費、葉たばこ廃作協力金、海外たばこ事業における合理化費用及びリストラクチャリングに係る固定資産売却損益等を除いた調整後EBITDA（注）につきましては、前年度比551億円増益の5,771億円（前年度比10.6%増）となりました。

（注）当社グループの業績の有用な比較情報として、営業利益から、減価償却費及び償却費、のれんの減損損失、リストラクチャリングに係る収益及び費用を除いた調整後EBITDAを表示しております。

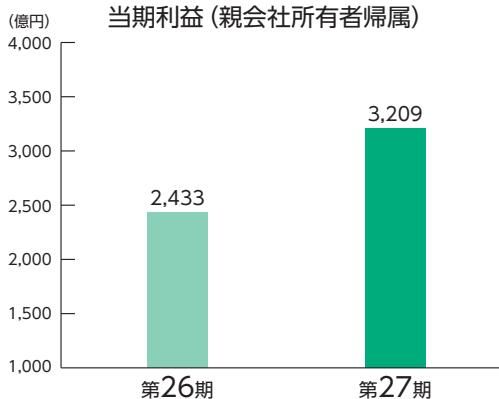
〔ご参考〕



### 当期利益（親会社所有者帰属）

営業利益の増益により、税引前利益は前年度比561億円増益の4,414億円（前年度比14.6%増）となりました。さらに前年度の個別決算にて計上した関係会社株式評価損を、当連結会計年度において税務上損金算入すること等に伴う法人所得税費用の減少により、親会社の所有者に帰属する当期利益につきましては前年度比776億円増益の3,209億円（前年度比31.9%増）となりました。

〔ご参考〕



事業別の概況

国内たばこ事業

売上収益 6,462億円 (前年度比2.9%減)

調整後EBITDA 2,623億円 (前年度比6.1%増)



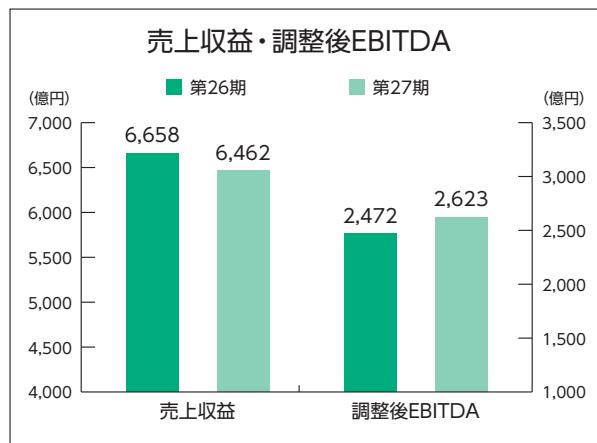
当連結会計年度における紙巻たばこの販売数量は、東日本大震災後に銘柄数及び数量を限定した出荷としていたことに伴う影響に加えて、2010年10月の増税・定価改定による需要減の影響等により、前年度に対し262億本減少し1,084億本（注1）（前年度比19.5%減）となりました。また、当連結会計年度のシェアは54.9%（前年度シェア64.1%）となりました。なお、第2四半期以降、安定的な供給体制が整った中で、主要ブランドを中心とした積極的かつ効果的な新製品の投入・販売促進活動の展開などを通して、早期の市場シェア回復を目指し全力を挙げて競争力の強化に取り組み、3月単月シェアは60.0%となりました。

千本当売上収益は、定価改定に伴い前年度に対し920円増加し5,502円となりました。

これらの結果、単価上昇効果はあったものの販売数量の減少等により、売上収益は前年度比196億円減収の6,462億円（前年度比2.9%減）、自社たばこ製品売上収益（注2）は前年度比202億円減収の6,119億円（前年度比3.2%減）となりました。

また、販売数量の減少はあったものの、単価上昇効果に加え東日本大震災に係る保険金収入等により、調整後EBITDAは前年度比151億円増益の2,623億円（前年度比6.1%増）となりました。

【ご参考】



- (注) 1. 当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当連結会計年度における販売数量37億本があります。
2. たばこ事業においては、自社たばこ製品に係る売上収益を、売上収益の内訳として追加的に開示しております。具体的には、国内たばこ事業においては、売上収益から輸入たばこ配送手数料等に係る売上収益を控除し、海外たばこ事業においては、売上収益から物流事業及び製造受託等に係る売上収益を控除しております。

## 海外たばこ事業

売上収益 9,663億円 (前年度比0.3%増)

調整後 EBITDA 3,148億円 (前年度比13.3%増)



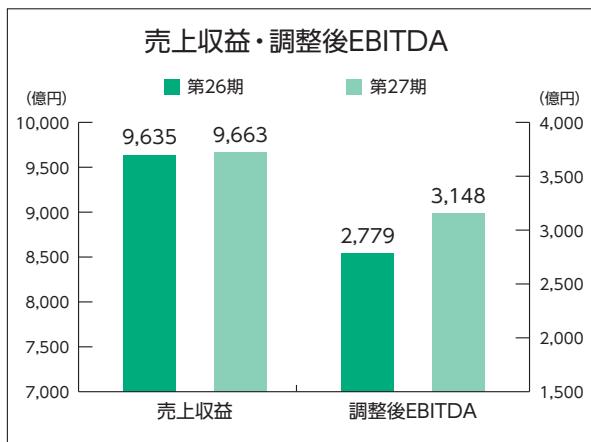
当連結会計年度におけるGFBにつきましては、「ウィンストン」がロシア、イタリア、トルコで順調に伸張しました。これに加え、「LD」がロシアで増加したこと等により、GFBの販売数量は前年度に対し66億本増加し2,565億本（前年度比2.6%増）となりました。一方、GFBを含む総販売数量は、ロシアにおけるGFB以外の製品の販売減少やウクライナ、スペインでの総需要減少等により、前年度に対し27億本減少し4,257億本（前年度比0.6%減）となりました。

販売数量の減少はあるものの、単価上昇効果に加えて、主要市場の現地通貨に有利な為替影響があったことにより、ドルベースの売上収益は前年度比1,133百万ドル増収の12,108百万ドル（前年度比10.3%増）、自社たばこ製品売上収益は前年度比1,098百万ドル増収の11,211百万ドル（前年度比10.9%増）となりました。

また、原材料費の増加、販売促進活動の強化等に伴う経費の増加等があった一方、単価上昇効果に加え、前年度においてカナダにおける行政法規違反に係る過料の支払いに伴う損失があったこと等により、調整後EBITDAは前年度比779百万ドル増益の3,944百万ドル（前年度比24.6%増）となりました。

この結果、邦貨換算時に円高の影響を受けたものの、売上収益は前年度比27億円増収の9,663億円（前年度比0.3%増）、自社たばこ製品売上収益は前年度比68億円増収の8,946億円（前年度比0.8%増）、調整後EBITDAは前年度比369億円増益の3,148億円（前年度比13.3%増）となりました。

【ご参考】



※ 当連結会計年度における為替レートにつきましては、前年度比7.99円円高の1米ドル=79.80円（前年度は1米ドル=87.79円）です。

## 医薬事業

売上収益 **474億円** (前年度比7.5%増)

調整後 EBITDA **△100億円** (前年度の調整後EBITDAは△98億円)



医薬総合研究所 (大阪府高槻市)

医薬事業につきましては、後期開発品の充実、研究開発パイプラインの強化に注力しております。開発状況としましては、自社開発品8品目が臨床試験の段階にあります。なお、抗HIV薬「JTK-303」を含む配合錠について、導出先であるギリアド・サイエンシズ社が、米国FDA、欧州医薬品庁等へ承認申請を行っております。

当連結会計年度における売上収益につきましては、子会社鳥居薬品株式会社における「レミッチカプセル(血液透析患者における経口そう痒症改善剤)」「ツルバダ配合錠(抗HIV薬)」等の増収等により、前年度比33億円増収の474億円(前年度比7.5%増)となりました。調整後EBITDAにつきましては、開発の進展に伴う研究開発費の増加等により100億円のマイナス(前年度の調整後EBITDAは98億円のマイナス)となりました。

### 【ご参考】臨床開発品目 (2012年4月26日現在)

開発名	開発段階	主な適応症	権利
JTK-303 (elvitegravir)	国内：申請準備中 (配合錠として)	HIV感染症	米国ギリアド・サイエンシズ社へ日本を除く全世界の開発・商業化権を導出(同社では申請中(配合錠として))
JTT-705 (dalcetrapib)	国内：Phase 2	脂質異常症	スイスのロシュ社へ日本を除く全世界の開発・商業化権を導出(同社ではPhase 3) (注)
JTT-302	海外：Phase 2	脂質異常症	
JTT-751 (クエン酸第二鉄水和物)	国内：Phase 3	高リン血症	米国ケリックス・バイオフィーマシューティカルズ社より日本における開発・商業化権を導入(鳥居薬品と共同開発)
JTT-851	国内：Phase 2 海外：Phase 1	2型糖尿病	
JTZ-951	国内：Phase 1 海外：Phase 1	腎性貧血	
JTE-051	海外：Phase 1	自己免疫・アレルギー疾患	
JTE-052	国内：Phase 1	自己免疫・アレルギー疾患	

(注) 2012年5月7日、ロシュ社は「JTT-705 (dalcetrapib)」に関する全ての開発を中止することを発表しました。

## 食品事業

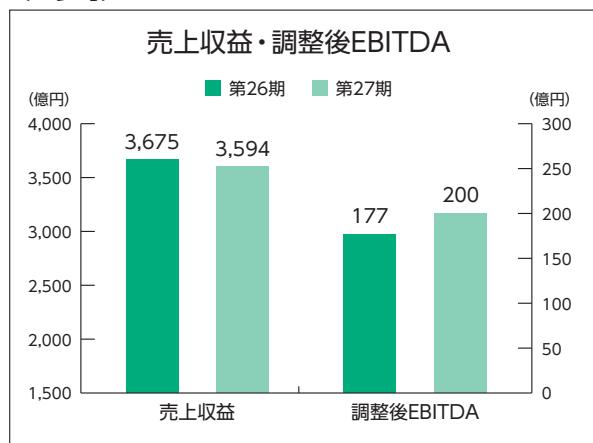
売上収益 **3,594億円** (前年度比2.2%減)

調整後  
EBITDA **200億円** (前年度比12.8%増)

当連結会計年度における売上収益につきましては、飲料事業において、主として基幹ブランド「ルーツ」の販売が堅調に推移したこと、加工食品事業においては、ステープル（冷凍麺、米飯、焼成冷凍パン）の伸張による増加があったものの、前年度に一部事業の廃止をした影響等により、前年度比80億円減収の3,594億円（前年度比2.2%減）となりました。

また、飲料事業における「ルーツ」の増収効果、加工食品事業における利益率の高いステープルの伸張及び固定費削減効果等の収益構造の着実な改善等により、調整後EBITDAにつきましては、前年度比23億円増益の200億円（前年度比12.8%増）となりました。

【ご参考】



## 2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループでは、全体で1,190億円の設備投資を実施しました。

国内たばこ事業につきましては、製品製造工程の合理化、製品多様化に対応した需給対応機能の強化、新製品対応等に伴う投資を中心に562億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、生産能力増強、維持更新に加え製品スペック改善等に伴う投資を中心に391億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、研究開発体制等の整備・強化に39億円の設備投資を行いました。食品事業につきましては、生産・営業設備の整備・強化に154億円の設備投資を行いました。

※設備投資には、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要となる、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

## 3. 企業集団の資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## 4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

## 5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

## 6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

## 7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## 8. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	日本基準			
	第24期	第25期	第26期	第27期
	(2008年度)	(2009年度)	(2010年度)	(2011年度)
売上高 (百万円)	6,832,307	6,134,695	2,432,639	2,547,060
経常利益 (百万円)	307,586	255,377	313,066	362,728
当期純利益 (百万円)	123,400	138,448	145,366	227,399
1株当たり当期純利益 (円)	12,880	14,451	15,184	23,883
総資産 (百万円)	3,879,803	3,872,595	3,544,107	3,472,612
純資産 (百万円)	1,624,288	1,723,278	1,571,751	1,610,535

- (注) 1. 当社グループの連結計算書類は第27期よりIFRSに基づいて作成しておりますが、過去3期の比較を容易にするため、ご参考として第26期及び第27期の日本基準による諸数値を記載しております。
2. 第27期より、事業の実態をより適切に開示するため、たばこ税相当額を売上高及び売上原価から控除する方法に会計方針を変更しております。また、第27期からJT International S.A.他海外子会社は、IFRSを適用しております。これらに伴い第26期も当該会計方針の変更を遡及適用した数値を記載しております。
3. 上記第26期及び第27期の日本基準の諸数値につきましては、会計監査人による監査を受けておりません。
4. 第25期までは、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

区 分	IFRS	
	第26期	第27期
	(2010年度)	(2011年度)
売上収益 (百万円)	2,059,365	2,033,825
税引前利益 (百万円)	385,242	441,355
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	243,315	320,883
基本的1株当たり利益 (円)	25,414	33,701
総資産 (百万円)	3,655,201	3,667,007
資本合計 (百万円)	1,601,311	1,714,626

### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第24期	第25期	第26期	第27期
	(2008年度)	(2009年度)	(2010年度)	(2011年度)
売上高 (百万円)	2,173,552	2,052,654	749,252	734,902
経常利益 (百万円)	160,200	161,606	182,819	198,071
当期純利益 (百万円)	89,637	107,361	32,216	142,726
1株当たり当期純利益 (円)	9,356	11,206	3,365	14,990
総資産 (百万円)	2,857,330	3,027,503	2,879,354	3,016,651
純資産 (百万円)	1,845,443	1,901,759	1,854,401	1,924,739

- (注) 1. 日本基準に基づいて作成しております。
2. 第27期より、事業の実態をより適切に開示するため、たばこ税相当額を売上高及び売上原価から控除する方法に会計方針を変更しております。これに伴い第26期も当該会計方針の変更を遡及適用した数値を記載しております。
3. 第25期までは、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 9. 企業集団が対処すべき課題

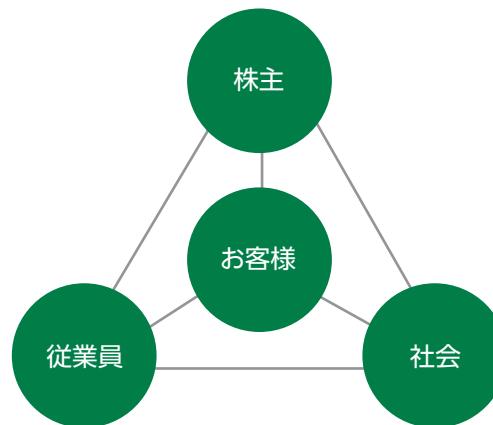
### (1) 経営の基本方針

当社グループでは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をミッションと定め、私たち一人ひとりが、お客様を第一に考え、誠実に行動すること、あらゆる品質にこだわり、進化し続けること、JTグループの多様な力を結集することを通じて、中長期に亘り継続的にキャッシュ・フローを増大させ、企業価値の増大を図り、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーの方々の信頼を得られる経営に今後とも努めてまいります。

また、当社の経営理念である「4Sモデル」は、「お客様」を中心として、「株主」、「従業員」、「社会」の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者に対する満足度を高めていくという考えです。この実現のためには持続的な利益成長が重要であり、そのためには中長期的視点から、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実行していくことが必要であると考えております。

#### 経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者に対する満足度を高めていく



## (2) 中長期的な会社の経営戦略及び課題

当社グループは、長期的に目指す企業像である「JTグループならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業」の実現に向け、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させるため、2011年度までの3年間における中期経営計画「JT-11」に続く、経営計画2012を策定いたしました。

「JT-11」期間中は、厳しい事業環境の下にありましたが、全社目標として掲げた、2009年公表計画のEBITDAに対し為替一定ベースで年平均成長率5%以上のEBITDA成長、及び中期的に連結配当性向（のれんの償却影響を除く）30%を目指し、事業運営を行ってまいりました。この結果、力強い事業成長に牽引され、目標を上回るEBITDA成長を達成するとともに、期末配当が承認されれば連結配当性向（のれんの償却影響を除く）についても目標を達成する水準となります。

今後も、適切にグローバルビジネスを運営し持続的な利益成長を実現するためには、これまでとは異なる不確実性を前提に、計画策定時において想定を拡げるとともに、それでも起こりうる想定を超える変化・出来事に対して、素早く・柔軟に対応する能力、「変化への対応力」を強化することが重要なテーマになると認識しております。

この考えに立脚し、3ヶ年に1度の中期経営計画公表時において3ヶ年固定の中期的な定量目標を公表してきましたが、今後の計画においては、期間を3年間とし、1年毎にローリングを行う方式へ変更し、予測不可能な変化に対してスピード感を持って、適切に対応してまいります。

「4Sモデル」に基づき、中長期の経営資源配分については、中長期の持続的な成長につながる事業投資を最優先する方針です。調整後EBITDA成長率のターゲットを設定することに加え、競争力ある株主還元についても一層追求していくという観点から、連結配当性向と調整後EPS成長率<sup>(注1)</sup>についてもターゲットを設定いたします。配当性向については、グローバルFMCG<sup>(注2)</sup>プレイヤーをベンチマークとし、競争力ある目標を設定いたします。また、調整後EPS成長については、利益成長による向上を基本としつつ、それを補完する手段として機動的に自己株式取得も検討してまいります。

(注) 1. 当期利益（親会社所有者帰属）からののれんの減損損失、リストラクチャリングに係る収益及び費用等を除く金額を、希薄化後期中平均株式数で除した1株当たり利益成長率

2. Fast Moving Consumer Goods（日用消費財）

全社中長期利益目標、株主還元の中長期目標及び各事業の目標は以下のとおりです。

○全社中長期利益目標及び株主還元の中長期目標

- ・調整後EBITDA成長率（為替一定）：中長期に亘って年平均mid to high single digit成長を目指す
  - ・2012年度は対2011年度5.2%成長を目指す
- ・連結配当性向：2013年度までに連結配当性向40%を実現し、その後、中期的に50%を目指す
  - ・2012年度は35.9%の達成を目指す
- ・調整後EPS成長率（為替一定）：中長期に亘って年平均high single digit成長を目指す

○各事業の目標と役割

- ・たばこ事業 JTグループ利益成長の中核かつ牽引役として、中長期に亘って年平均mid to high single digit成長を目指す
  - ・国内 高い競争優位性を保持する利益創出の中核事業
  - ・海外 グループ利益の半分以上を創出し、かつ利益成長の牽引役でもある、もう1つの中核事業
- ・医薬事業 後期開発品の迅速かつ円滑な上市による収益基盤の確立を目指す
- ・食品事業 不断の改善とそれを基盤とした利益創出力の強化に努め、グループへの利益貢献を目指す

全社中長期利益目標の達成に向け、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、食品事業においてはそれぞれの目標と役割に沿って邁進し、特に、質の高いトップライン成長を最重要視してまいります。また、コスト競争力のさらなる強化を実現すること、及びこれらを支える基盤強化を推進していくことで、持続的な利益成長を実現してまいります。

グローバル企業として、ガバナンス強化に資する施策も積極的に実施してまいります。2012年3月期より導入いたしましたIFRSに加え、2014年12月期からグループ全社の決算期を12月に統一する準備に着手いたしました。また、一層のガバナンス強化を実現するため、今次株主総会にて2名の独立社外取締役の導入も提案しております。業務の適正を確保するための体制等（内部統制システム）につきましても、取締役会決議に基づき適切な運用に努め、有効に機能しておりますが、今後とも継続的な改善により内部統制システムの一層の強化に取り組んでまいります。

CSRにつきましても、社会と事業の持続的な発展を目指し、JTグループとしてさらに取組みを強化してまいります。

混乱の続くグローバル経済の動向や中東に代表される政情不安等、経営環境の不確実性は一層高まっていますが、これまで培ってきた「変化の対応力」をさらに進化させ、中長期に亘る持続的成長に向け全力で取り組んでまいります。

## 10. 企業集団の主要な事業内容

区分	主な内容
国内たばこ事業	マイルドセブン、セブンスター等を中心とするたばこ製品の製造、販売
海外たばこ事業	ウィンストン、キャメル等を中心とするたばこ製品の製造、販売
医薬事業	医療用医薬品の研究開発、製造、販売
食品事業	清涼飲料水、加工食品、調味料の製造、販売

## 11. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
TSネットワーク株式会社	百万円 460	% 74.5	たばこ製品の配送
日本フィルター工業株式会社	百万円 461	87.6	たばこ製品用フィルターの製造、販売
JT International S.A.	千スイスフラン 1,215,425	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
Gallaher Ltd.	千スターリング・ポンド 172,495	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
鳥居薬品株式会社	百万円 5,190	53.5	医薬品の製造、販売
テーブルマーク株式会社	百万円 47,503	100.0	加工食品の製造、販売
ジェイティ飲料株式会社	百万円 90	100.0	清涼飲料水の販売
株式会社ジャパンビバレッジ ホールディングス	百万円 500	66.7	自動販売機による清涼飲料水の販売

(注) 1. 出資比率欄の ( ) 内の数字は、間接所有割合を示しております。

2. 上記の重要な子会社 8 社を含む当連結会計年度の連結子会社は 240 社、持分法適用会社は 11 社であります。また、当連結会計年度の売上収益は、2兆338億円（前年度比1.2%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は3,209億円（前年度比31.9%増）となりました。

## 12. 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
シンジケートローン	百万円 76,933
株式会社みずほ銀行	百万円 27,125

(注) シンジケートローンはCitigroup Global Markets Ltd.、ING Bank N.V.及びThe Royal Bank of Scotland Plcを共同アレンジャーとする12銀行からなる協調融資によるものです。

## 13. 企業集団の主要な営業所及び工場

### (1) 当社

本 社：東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

支 店：北海道支店（北海道） 仙台支店（宮城県） 東京支店（東京都） 名古屋支店（愛知県）  
大阪支店（大阪府） 広島支店（広島県） 四国支店（香川県） 福岡支店（福岡県）  
その他17支店

工 場：北関東工場（栃木県） 東海工場（静岡県） 関西工場（京都府）  
九州工場（福岡県） その他5工場

研 究 所：葉たばこ研究所（栃木県） たばこ中央研究所（神奈川県） 医薬総合研究所（大阪府）

(注) 2012年3月末に防府工場の廃止を行いました。

### (2) 子会社

TSネットワーク株式会社（東京都）

日本フィルター工業株式会社（東京都）

JT International S.A.（スイス）

Gallaher Ltd.（イギリス）

鳥居薬品株式会社（東京都）

テーブルマーク株式会社（東京都）

ジェイティ飲料株式会社（東京都）

株式会社ジャパンビバレッジホールディングス（東京都）

(注) ( )内は、本社所在地を示しております。

## 14. 従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数
国内たばこ事業	11,092名
海外たばこ事業	24,237名
医薬事業	1,693名
食品事業	10,646名
当社の全社共通業務等	861名
合 計	48,529名

(注) 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

### (2) 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	7,933名	15名減	44.0歳	22.6年
女 性	1,003名	23名増	38.0歳	16.3年
合計又は平均	8,936名	8名増	43.4歳	21.9年

(注) 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 40,000,000株  
 2. 発行済株式の総数 10,000,000株 (自己株式 478,526株)  
 3. 株主数 51,995名  
 4. 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
財 務 大 臣	5,001,335	52.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	226,192	2.38
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	210,864	2.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	193,972	2.04
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託 受託者 資産管理 サービス信託銀行株式会社	169,000	1.77
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	140,185	1.47
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	119,353	1.25
ガバメント オブ シンガポール インベストメント コーポレーション ピー リミテッド	118,306	1.24
ザ チェース マンハッタン バンク 385036	88,944	0.93
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	88,414	0.93

(注) 持株比率は、自己株式 (478,526株) を控除して計算しております。

## 5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2012年4月13日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について、次のとおり決議しております。

(1) 2012年7月1日付をもって、次のとおり普通株式1株を200株に分割いたします。

①分割により増加する株式数

普通株式とし、2012年6月30日最終の発行済株式総数に199を乗じた株式数といたします。

②分割の方法

2012年6月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

(2) 2012年7月1日付にて単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(3) 上記の株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、「会社法」第184条第2項及び第191条の規定に基づき、2012年7月1日を効力発生日として当社定款の一部変更を行います。

①定款第6条を変更し、当社の発行可能株式総数を7,960,000,000株増加して8,000,000,000株といたします。

②定款第7条を新設し、単元株式数を100株といたします。

(4) 当該株式分割に伴う発行可能株式総数を4,000万株から80億株への変更及び単元株制度採用に伴い単元株式数を100株とする定款変更は、2012年6月30日までに財務大臣の認可を受けることが条件となります。

※単元株制度の採用により、当社株主総会における議決権は、1単元（100株）につき1個となります。なお、当社株式の投資単位当たりの金額は、株式分割及び単元株制度採用前の2分の1になります。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当該事業年度末日における新株予約権の総数等

##### (1) 新株予約権の総数

4,119個

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式4,119株（新株予約権1個につき1株）

#### 2. 当該事業年度末日における当社の会社役員が保有する新株予約権の状況

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式1,886株（新株予約権1個につき1株）

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たり1円

##### (3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

##### (4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとします。

##### (5) 当社の会社役員の保有状況

区分	発行年度	新株予約権の割当てに際しての払込金額	新株予約権を行使することができる期間	個数	保有者数
取締役	2007年度	1個当たり 581,269円	2008年1月9日から 2038年1月8日まで	153個	8名
	2008年度	1個当たり 285,904円	2008年10月7日から 2038年10月6日まで	204個	8名
	2009年度	1個当たり 197,517円	2009年10月14日から 2039年10月13日まで	544個	8名
	2010年度	1個当たり 198,386円	2010年10月5日から 2040年10月4日まで	460個	8名
	2011年度	1個当たり 277,947円	2011年10月4日から 2041年10月3日まで	514個	8名
監査役	2007年度	1個当たり 581,269円	2008年1月9日から 2038年1月8日まで	11個	1名

(注) 監査役保有分は、当該監査役が執行役員の地位にあったときに、交付されたものです。

---

### 3. 当該事業年度中に当社の従業員に対して交付した新株予約権の状況

**(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数**

普通株式524株（新株予約権1個につき1株）

**(2) 新株予約権の割当てに際しての払込金額**

1個当たり277,947円

**(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額**

1株当たり1円

**(4) 新株予約権を行使することができる期間**

2011年10月4日から2041年10月3日まで

**(5) 新株予約権の譲渡制限**

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

**(6) 新株予約権の行使の条件**

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとします。

**(7) 当社の従業員への交付状況**

当社の執行役員（取締役である者を除く）15名に対して524個の新株予約権を交付いたしました。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	涌井洋治		日本興亜損害保険株式会社 社外取締役
代表取締役社長	木村宏		
代表取締役副社長	武田宗高	コンプライアンス・財務・監査担当	
代表取締役副社長	小泉光臣	たばこ事業本部長	JT International Holding B.V. Chairman
代表取締役副社長	志水雅一	CSR・コミュニケーション・総務担当	
代表取締役副社長	新貝康司	企画・人事・法務・食品事業担当	
取締役	大久保憲朗	医薬事業部長	
取締役	岩井睦雄		JT International S.A. Executive Vice President
常勤監査役	立石久雄		
常勤監査役	塩澤義介		
監査役	上田廣一		株式会社整理回収機構代表取締役社長 上田廣一法律事務所弁護士
* 監査役	今井義典		

- (注) 1. 監査役のうち、立石久雄、上田廣一、今井義典の3氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 塩澤義介氏は、当社資金部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. \*印の監査役は、2011年6月24日付をもって新たに就任いたしました。
4. 代表取締役副社長 住川雅明、監査役 藤田太真の両氏は、2011年6月24日付をもって退任いたしました。
5. 監査役のうち、立石久雄、上田廣一、今井義典の3氏については、金融商品取引所に独立役員として届出を行っております。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等

### (1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	取締役		監査役		計	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
基本報酬	9名	352百万円	5名	95百万円	14名	447百万円
役員賞与	6名	113百万円	—	—	6名	113百万円
ストックオプション報酬	8名	143百万円	—	—	8名	143百万円
計	—	608百万円	—	95百万円	—	703百万円

(注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。

2. スtockオプション報酬は、当該事業年度に支給したStockオプション報酬の総額を記載しております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員報酬に関する客観性、透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、年1回以上開催することとしており、当社の取締役、執行役員の報酬の方針、制度、算定方法等について諮問に応じ、審議・答申を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。現在報酬諮問委員会は、取締役会長と外部委員2名の3名で構成されており、取締役会長を委員長としております。

報酬諮問委員会の外部委員（2012年4月1日現在）

株式会社資生堂 相談役 池田守男氏

東京瓦斯株式会社 相談役 市野紀生氏

報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

- ・優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

これらに基づき、役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型Stock・オプション」の3本立てとしております。当該「株式報酬型Stock・オプション」につきましては、株主価値の増大へのインセンティブとなる中長期の企業価値向上と連動した報酬として、2007年に導入いたしました。

取締役の報酬構成については、以下のとおりとしております。

執行役員を兼務する取締役については、日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。なお、「役員賞与」が標準額であった場合、「役員賞与」と「株式報酬型ストック・オプション」の合計額の割合は基本報酬に対して7割程度としております。

執行役員を兼務しない取締役については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから、「基本報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。

監査役の報酬構成については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

なお、当社の取締役及び監査役に対する報酬総額の上限は、第22回定時株主総会（2007年6月）において承認を得ており、取締役は年額8億7千万円、監査役は年額1億9千万円となっております。また、これとは別に取締役に対して付与できる「株式報酬型ストック・オプション」の上限につきましても、第22回定時株主総会において承認を得ており、年間800個及び年額2億円となっております。なお、毎期の割当個数につきましては、取締役でない執行役員への割当個数を含め、取締役会において決定しております。

取締役及び監査役の報酬等の額については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準でグローバル展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をモニタリングしたうえで、報酬諮問委員会での審議を踏まえ、承認された報酬上限額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議で決定しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	役職
監査役	上田 廣一	株式会社整理回収機構	代表取締役社長
		上田廣一法律事務所	弁護士

(注) 上記の兼職先と、当社との間に特記すべき事項はありません。

#### (2) 各社外役員の当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	立石 久雄	当該事業年度に開催した16回の取締役会のうちすべてに出席し、また、16回の監査役会のうちすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。
	上田 廣一	当該事業年度に開催した16回の取締役会のうちすべてに出席し、また、16回の監査役会のうちすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。
	今井 義典	2011年6月24日就任以降の当該事業年度に開催した13回の取締役会のうち12回に出席し、また、13回の監査役会のうちすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役全員と、「会社法」第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、「会社法」第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

#### (4) 社外役員の報酬等の総額

区分	社外監査役	
	員数	報酬等の額
基本報酬	4名	59百万円

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### (1) 当社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①「公認会計士法」第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	310百万円
②「公認会計士法」第2条第1項の監査業務以外の業務に係る報酬等の額	134百万円

#### (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 634百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツに対して、「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の業務である国際会計基準に関するアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JT International S.A.及びGallaher Ltd.は、Deloitte LLPの監査を受けており、いずれも当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査は受けておりません。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が「会社法」第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、取締役会は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり決議しております。

### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### ①コンプライアンス体制

コンプライアンス体制に係る規程に基づき、取締役及び従業員（以下、「役職員」とする）が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動指針を定め、その徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、会長がその委員長を務める。

また、コンプライアンス担当執行役員を定めコンプライアンス統括室を所管させ、これにより全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努める。

コンプライアンス統括室は行動規範・行動指針を解説した「JTコンプライアンスマニュアル」を全役職員に配布するとともに、役職員を対象に各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことによってコンプライアンスの実効性の向上に努める。

#### (内部通報体制)

当社の従業員等が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に備え、通報する体制として通報相談窓口を設置する。通報を受けたコンプライアンス統括室はその内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、担当部門と協議のうえ、全社的に再発防止策を実施する。重要な問題はコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めることとする。

#### ②財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図る。

#### ③内部監査体制

監査部は、内部監査を所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

#### ①議事録の保存及び管理

株主総会及び取締役会の議事録については、法令に基づき適切に管理保存を行う。

また、経営会議の議事録については、経営会議規程等により、適切な文書の管理保存を行う。

#### ②その他の情報の保存及び管理

重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報については、責任権限規程に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、また、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、その保存管理を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

#### ① 平常時のリスク評価・管理体制

金融・財務リスクに対しては、指針・規程・マニュアルを定めるとともに、四半期毎に財務責任者を通じて経営会議に報告を行う。

その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が事務局となって各種委員会等を設置して適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議する。

監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会に対して報告を行う。

#### ② 有事の対応

危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営企画部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整える。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### ① 取締役会

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督する。

取締役会は、取締役から3月に1回以上業務執行の状況の報告を受ける。

#### ② 適切な権限委譲及び責任体制

経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行う。

取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切な業務執行を行う。

組織及び職制については、組織職制規程により基本事項を定めるとともに、業務分担ガイダンスにより各部門の役割を明確に示し、業務の効率性柔軟性に資する運営を行う。

また、組織の責任及び権限については、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定め、迅速な意思決定を行えるものとする。

### (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

#### ① JTグループのミッション

JTグループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有する。

## ②グループマネジメント

グループマネジメントポリシーに基づき、グループに共通する機能・規程等を定義し、グループマネジメントを行うことにより、JTグループ全体最適を図る。

コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等については、グループ企業と連携を図り、整備する。

## **(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制**

### ①監査役室の設置

監査役の職務を支援する組織として、監査役室を置く。

### ②人員の配置

監査役室には、必要な人員を配置する。また、必要に応じ監査役会と協議のうえ人員配置体制の見直しを行う。

## **(7) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項**

### ①監査役室所属の従業員の人事等

監査役室長の評価は監査役会が行い、その他の監査役室所属従業員の評価は、監査役会の助言のもと、監査役室長が行う。監査役室所属の従業員の異動・懲戒にあたっては、監査役会と事前に協議を行う。

### ②兼務の制限

監査役室所属の従業員には当社の業務執行に係る役職を兼務させない。

## **(8) 取締役及び従業員が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制**

### ①監査役会への報告

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実について、監査役会に報告する。また、役職員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行う。

### ②重要な会議への出席等

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席できる。

役職員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応する。

## **(9) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制**

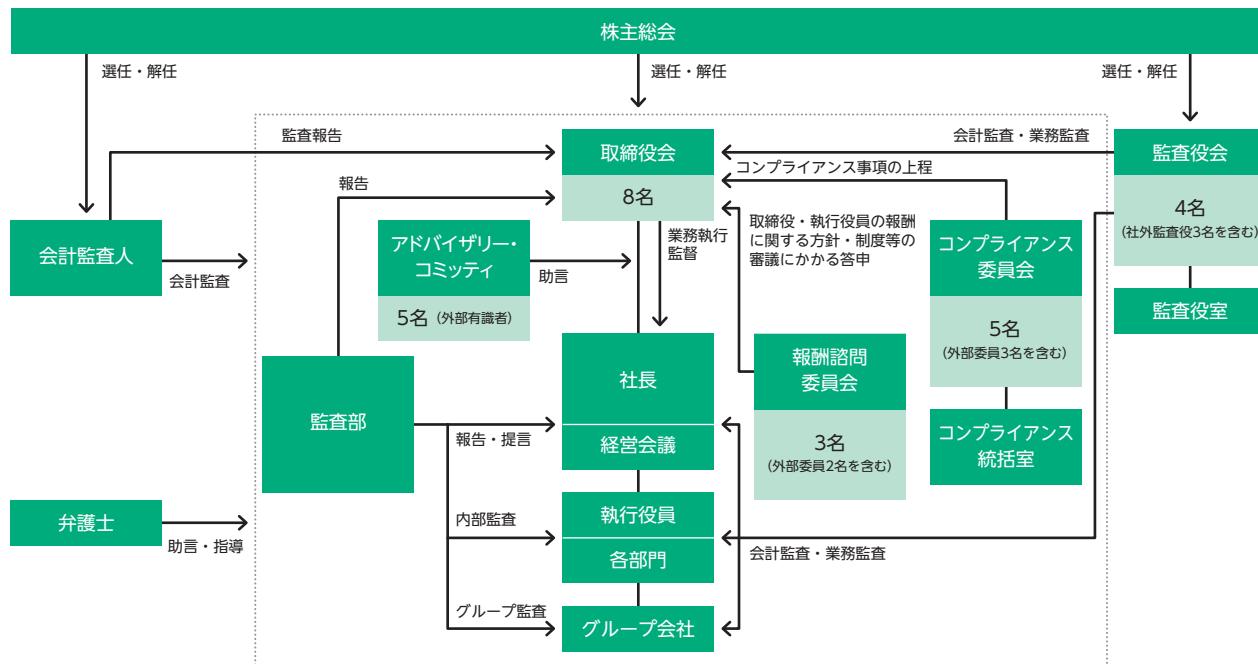
### ①監査への協力、監査費用

取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置する。

### ②監査部・コンプライアンス統括室と監査役との連携

監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報意見交換を行い、連携をとる。

〔ご参考〕 当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況の模式図



本事業報告に記載の金額は、特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結財政状態計算書 (2012年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	404,740	営業債務及びその他の債務	298,663
営業債権及びその他の債権	327,767	社債及び借入金	211,766
棚卸資産	446,617	未払法人所得税等	42,501
その他の金融資産	27,361	その他の金融負債	8,039
その他の流動資産	123,163	引当金	5,686
小計	1,329,649	その他の流動負債	590,717
売却目的で保有する非流動資産	1,401	小計	1,157,373
流動資産合計	1,331,050	売却目的で保有する非流動資産に 直接関連する負債	101
非流動資産		流動負債合計	1,157,474
有形固定資産	619,536	非流動負債	
のれん	1,110,046	社債及び借入金	279,750
無形資産	306,448	その他の金融負債	20,994
投資不動産	67,387	退職給付に係る負債	315,020
退職給付に係る資産	14,371	引当金	4,448
持分法で会計処理されている投資	18,447	その他の非流動負債	92,235
その他の金融資産	67,548	繰延税金負債	82,460
繰延税金資産	132,174	非流動負債合計	794,906
非流動資産合計	2,335,957	負債合計	1,952,380
資産合計	3,667,007	資本	
		資本金	100,000
		資本剰余金	736,410
		自己株式	△94,574
		その他の資本の構成要素	△376,363
		利益剰余金	1,268,577
		親会社の所有者に帰属する持分	1,634,050
		非支配持分	80,576
		資本合計	1,714,626
		負債及び資本合計	3,667,007

# 連結損益計算書 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	2,033,825
売上原価	△892,034
売上総利益	1,141,791
その他の営業収益	48,512
持分法による投資利益	2,047
販売費及び一般管理費等	△733,169
営業利益	459,180
金融収益	5,603
金融費用	△23,429
税引前利益	441,355
法人所得税費用	△112,795
当期利益	328,559
当期利益の帰属	
親会社の所有者	320,883
非支配持分	7,676

# 連結持分変動計算書 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			
				新株予約権	在外営業活動 体の換算差額	キャッシュ・フロー ヘッジの公正価値の 変動額の有効部分	その他有価証 券評価差額金
2011年4月1日 残高	100,000	736,410	△94,574	763	△257,262	—	5,754
新会計基準適用による累積的影響額	—	—	—	—	—	△142	△5,754
当期利益	—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	△129,966	△166	—
当期包括利益	—	—	—	—	△129,966	△166	—
株式報酬取引	—	—	—	265	—	—	—
配当金	—	—	—	—	—	—	—
支配の喪失とならない子会社に 対する所有者持分の変動	—	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	—	—	—	—	—	—	—
その他の増減	—	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	—	—	265	—	—	—
2012年3月31日 残高	100,000	736,410	△94,574	1,028	△387,228	△309	—

	親会社の所有者に帰属する持分							
	その他の資本の構成要素				利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
	その他の包括 利益を通じて 測定する金融 資産の公正 価値の純変動	数理計算上 の差異	合計	合計				
2011年4月1日 残高	—	—	△250,745	1,034,054	1,525,145	76,166	1,601,311	
新会計基準適用による累積的影響額	5,551	—	△344	97	△247	47	△201	
当期利益	—	—	—	320,883	320,883	7,676	328,559	
その他の包括利益	4,684	△10,009	△135,458	—	△135,458	△958	△136,416	
当期包括利益	4,684	△10,009	△135,458	320,883	185,425	6,718	192,143	
株式報酬取引	—	—	265	—	265	—	265	
配当金	—	—	—	△76,172	△76,172	△2,138	△78,310	
支配の喪失とならない子会社に 対する所有者持分の変動	—	—	—	△366	△366	△137	△503	
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	△89	10,009	9,920	△9,920	—	—	—	
その他の増減	—	—	—	—	—	△80	△80	
所有者との取引額等合計	△89	10,009	10,185	△86,458	△76,273	△2,355	△78,628	
2012年3月31日 残高	10,146	—	△376,363	1,268,577	1,634,050	80,576	1,714,626	

# 貸借対照表 (2012年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
流動資産	566,843
現金及び預金	8,263
売掛金	57,438
有価証券	7,000
商品及び製品	24,607
半製品	80,958
仕掛品	3,570
原材料及び貯蔵品	37,260
前渡金	485
前払費用	5,395
繰延税金資産	10,760
短期貸付金	279,923
関係会社短期貸付金	33,395
その他	17,794
貸倒引当金	△4
固定資産	2,449,808
有形固定資産	310,528
建物	107,329
構築物	2,953
機械及び装置	69,980
車両運搬具	1,447
工具、器具及び備品	24,968
土地	91,336
建設仮勘定	12,515
無形固定資産	20,287
特許権	147
商標権	4,603
ソフトウェア	9,334
その他	6,202
投資その他の資産	2,118,994
投資有価証券	32,764
関係会社株式	2,019,048
関係会社出資金	782
長期貸付金	290
関係会社長期貸付金	14,464
長期前払費用	6,867
繰延税金資産	29,978
その他	15,355
貸倒引当金	△555
<b>資産合計</b>	<b>3,016,651</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
流動負債	679,830
買掛金	15,864
短期借入金	5
1年内償還予定の社債	60,000
1年内返済予定の長期借入金	120
リース債務	4,324
未払金	53,141
未払たばこ税	97,323
未払たばこ特別税	15,052
未払地方たばこ税	112,516
未払法人税等	9,767
未払消費税等	25,608
キャッシュ・マネージメント・システム預り金	267,817
賞与引当金	12,070
その他	6,223
固定負債	412,083
社債	180,000
長期借入金	50,040
リース債務	8,712
退職給付引当金	160,396
資産除去債務	677
預り敷金及び保証金	4,853
長期未払金	7,406
<b>負債合計</b>	<b>1,091,912</b>
<b>(純資産の部)</b>	
株主資本	1,914,305
資本金	100,000
資本剰余金	736,410
資本準備金	736,400
その他資本剰余金	10
利益剰余金	1,172,469
利益準備金	18,776
その他利益剰余金	1,153,693
圧縮記帳積立金	37,113
圧縮記帳特別勘定	10,595
別途積立金	955,300
繰越利益剰余金	150,684
自己株式	△94,574
評価・換算差額等	9,406
その他有価証券評価差額金	9,406
新株予約権	1,028
<b>純資産合計</b>	<b>1,924,739</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,016,651</b>

# 損益計算書 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		734,902
売上原価		252,631
売上総利益		482,270
販売費及び一般管理費		281,225
営業利益		201,045
営業外収益		
受取利息	478	
受取配当金	3,651	
その他	3,497	7,626
営業外費用		
支払利息	1,308	
社債利息	2,978	
たばこ災害援助金	2,863	
その他	3,452	10,601
経常利益		198,071
特別利益		
固定資産売却益	29,619	
その他	5,566	35,185
特別損失		
固定資産売却損	793	
固定資産除却損	7,483	
減損損失	3,001	
東日本大震災による損失	13,425	
葉たばこ廃作協力金	12,469	
その他	3,181	40,352
税引前当期純利益		192,903
法人税、住民税及び事業税	40,244	
法人税等調整額	9,933	50,178
当期純利益		142,726

# 株主資本等変動計算書 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											株主資本合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金					自己株式	
		資 本 準備金	その 他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合計		その 他 利益 剰余金						
						圧縮記帳 積立金	圧縮記帳 特別勘定	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	利 益 剰余金 合計		
2011年4月1日残高	100,000	736,400	10	736,410	18,776	37,128	1,882	955,300	92,829	1,105,915	△94,574	1,847,751
事業年度中の変動額												
圧縮記帳積立金の繰入	-	-	-	-	-	5,339	-	-	△5,339	-	-	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-	-	△8,192	-	-	8,192	-	-	-
圧縮記帳積立金の税率変更による増加	-	-	-	-	-	2,839	-	-	△2,839	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の繰入	-	-	-	-	-	-	9,785	-	△9,785	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の取崩	-	-	-	-	-	-	△1,882	-	1,882	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の税率変更による増加	-	-	-	-	-	-	810	-	△810	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	△76,172	△76,172	-	△76,172
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	142,726	142,726	-	142,726
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△14	8,713	-	57,855	66,554	-	66,554
2012年3月31日残高	100,000	736,400	10	736,410	18,776	37,113	10,595	955,300	150,684	1,172,469	△94,574	1,914,305

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2011年4月1日残高	5,887	5,887	763	1,854,401
事業年度中の変動額				
圧縮記帳積立金の繰入	-	-	-	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の税率変更による増加	-	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の繰入	-	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の取崩	-	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の税率変更による増加	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	△76,172
当期純利益	-	-	-	142,726
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3,519	3,519	265	3,784
事業年度中の変動額合計	3,519	3,519	265	70,338
2012年3月31日残高	9,406	9,406	1,028	1,924,739

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2012年4月27日

日本たばこ産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮坂 泰行	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 飯塚 智	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石川 航史	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2011年4月1日から2012年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2012年4月13日開催の取締役会において、株式の分割を行うこと及び単元株制度を採用することを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2012年4月27日

日本たばこ産業株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮坂 泰行	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 飯塚 智	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石川 航史	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2011年4月1日から2012年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項に関する注記及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適性に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は従来、たばこ税相当額を売上高及び売上原価に含める方法を採用していたが、当事業年度より、これを売上高及び売上原価から控除する方法に変更している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2012年4月13日開催の取締役会において、株式の分割を行うこと及び単元株制度を採用することを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2011年4月1日から2012年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用への取組みは相当であると認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2012年5月1日

日本たばこ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 立石久雄 ㊟

常勤監査役 塩澤義介 ㊟

監査役 上田廣一 ㊟

監査役 今井義典 ㊟

(注) 常勤監査役立石久雄、監査役上田廣一及び監査役今井義典は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 議案及び参考事項

### 〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

中期経営計画JT-11の最終年度にあたる第27期の期末配当につきましては、次のとおり、目標としていた連結配当性向（のれんの償却影響を除く）30%を達成する30.7%となる配当といたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6,000円 総額 57,128,844,000円

なお、昨年12月に中間配当金として4,000円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、前期と比べ3,200円増額の1株につき10,000円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 当社株式の投資単位当たりの金額の引き下げにより、投資家層の拡大を図ることを目的として、また、全国証券取引所による売買単位の集約の要請を踏まえ、平成24年4月13日の取締役会において、平成24年7月1日をもって、当社株式を1株につき200株の割合で分割するとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用することについて決議いたしました。

これに伴い、単元未満株式の権利についての規定（変更案第8条）及び単元未満株式の売渡請求に対応するための規定（変更案第9条）について新設するものであります。

(2) 条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、変更の効力発生日は、平成24年7月1日といたします。

（下線は本議案の決議に係る変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、80億株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 次条に定める請求をする権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第7条～第31条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(单元未満株式の売渡請求)</u></p> <p>第9条 本会社の株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の单元未満株式を売渡すことを本会社に請求することができる。</p> <p>第10条～第34条 (現行どおり)</p>

(注) 上記変更案記載の第6条及び第7条につきましては、平成24年4月13日の取締役会において決議しており、平成24年7月1日を効力発生日としております。

**第3号議案** 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	木村 宏 (昭和28年4月23日生)	昭和51年4月 日本専売公社入社 平成11年1月 当社経営企画部長 平成11年5月 当社たばこ事業本部事業企画室調査役 JT International S.A. Executive Vice President 平成11年6月 当社取締役 平成13年6月 当社取締役退任 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	133株
2	小泉 光臣 (昭和32年4月15日生)	昭和56年4月 日本専売公社入社 平成13年6月 当社経営企画部長 平成15年6月 当社執行役員 人事労働グループリーダー 平成16年6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 平成18年6月 当社常務執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 平成19年6月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部営業統括部長 平成19年7月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部マーケティング&セールス責任者 平成21年6月 当社代表取締役副社長 たばこ事業本部長 現在に至る  (重要な兼職の状況) JT International Holding B.V. Chairman	95株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	新 貝 康 司 (昭和31年1月11日生)	昭和55年4月 日本専売公社入社 平成13年7月 当社財務企画部長 平成16年6月 当社執行役員 財務グループリーダー 平成16年7月 当社執行役員 財務責任者 平成17年6月 当社取締役 執行役員 財務責任者 平成18年6月 当社取締役 JT International S.A. Executive Vice President 平成23年6月 当社代表取締役副社長 企画・人事・法務・食品事業担当 現在に至る	86株
4	大 久 保 憲 朗 (昭和34年5月22日生)	昭和58年4月 日本専売公社入社 平成12年4月 当社医薬事業部国際企画部長 平成14年6月 当社医薬事業部事業企画部長 平成16年6月 当社取締役 執行役員 医薬事業部長 平成18年6月 当社取締役 常務執行役員 医薬事業部長 平成21年6月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 現在に至る	42株
5	新任 佐 伯 明 (昭和35年8月25日生)	昭和60年4月 当社入社 平成17年6月 当社経営戦略部長 平成19年6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 平成20年6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 兼 渉外企画責任者 平成22年6月 当社常務執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 現在に至る	46株
6	新任 宮 崎 秀 樹 (昭和33年1月22日生)	昭和55年4月 野村證券株式会社入社 平成17年7月 当社経理部調査役 平成18年1月 当社財務副責任者 平成20年6月 当社執行役員 財務責任者 平成22年6月 当社常務執行役員 財務責任者 現在に至る	32株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	<p>いわ い むつ お 岩 井 睦 雄</p> <p>(昭和35年10月29日生)</p>	<p>昭和58年4月 日本専売公社入社 平成15年6月 当社経営企画部長 平成17年6月 当社執行役員 食品事業本部食品事業部長 平成18年6月 当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長 平成20年6月 当社常務執行役員 企画責任者 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 企画責任者 兼食品事業担当 平成23年6月 当社取締役 現在に至る JT International S.A. Executive Vice President 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) JT International S.A. Executive Vice President</p>	80株
8	<p>新任</p> <p>おか もと ゆき 岡 素 之</p> <p>(昭和18年9月15日生)</p>	<p>昭和41年4月 住友商事株式会社入社 平成6年6月 同社取締役 平成10年4月 同社代表取締役常務 平成13年4月 同社代表取締役専務 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成19年6月 同社代表取締役会長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 住友商事株式会社代表取締役会長</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div>             こう だ ま いん            幸 田 真 音            (昭和26年4月25日生)         </div>	平成7年9月 作家として独立 現在に至る 平成15年1月 財務省財政制度等審議会委員 平成16年4月 滋賀大学経済学部客員教授 平成17年3月 国土交通省交通政策審議会委員 平成18年11月 政府税制調査会委員 平成22年6月 日本放送協会経営委員 現在に至る  (重要な兼職の状況) 作家 日本放送協会経営委員	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社は、岡素之氏が代表取締役会長を務める住友商事株式会社との間に製造機械等の取引関係がありますが、その取引金額は平成24年3月期において当社連結売上収益の約0.1%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

2. 岡素之、幸田真音の両氏は、社外取締役の候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。

(1) 岡素之氏について

同氏を社外取締役候補者とした理由は、グローバル企業の経営に関する豊富な経験と幅広い識見を当社の経営に反映していただくため、選任をお願いするものであります。

(2) 幸田真音氏について

同氏を社外取締役候補者とした理由は、国際金融に関する豊富な識見を有しており、大学教授や政府等審議会委員を歴任された幅広い経験と、作家活動を通じて発揮されている深い洞察力と客観的な視点を当社の経営に反映していただくため、選任をお願いするものであります。

4. 岡素之、幸田真音の両氏の選任が承認された場合は、当社定款第23条の規定に基づき、両氏と会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。

5. 岡素之、幸田真音の両氏は、金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

**第4号議案 監査役1名選任の件**

監査役塩澤義介氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> なかむらふとし <b>中村太</b> (昭和32年11月23日生)	昭和56年4月 日本専売公社入社 平成16年7月 当社調達部長 平成17年9月 当社監査部調査役 JT International Holding B.V. Vice President 平成21年7月 当社経理部調査役 平成22年7月 当社監査部長 現在に至る	5株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 〈株主提案（第5号議案から第8号議案まで）〉

第5号議案から第8号議案までは、株主提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、49,379個であります。

また、以下に記載の議案の要領及び提案の理由につきましては、提案株主から提案を受けた原文のまま記載しております。

#### 第5号議案 剰余金の配当の件

##### 1. 議案の要領

第27期の期末剰余金の配当として、普通株式1株当たり金20,000円を配当する。

##### 2. 提案の理由

本会社は、より多くの配当を行うに十分な現金及び内部留保を有しています。本会社は、過去3年間において、配当及び自己株式の取得により平均してその収益の25%を株主に対して還元していますが、その剰余金の配当率は、国外の競合他社よりも格段に低いものとなっています。同一の期間において、本会社の競合相手であるブリティッシュ・アメリカン・タバコ及びフィリップ・モリス・インターナショナルは、それぞれ平均してその収益の70%及び120%を株主に対して還元しています。

#### 〈第5号議案に対する取締役会の意見〉

##### 当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、中長期に亘る持続的な利益成長を目指し、将来の利益成長につながる事業投資を行うことが、株主共通の利益に資すると考えております。これまでも、RJRインターナショナル社やGallaher社の企業買収などの事業投資を通じ、過去10年間において年平均5.7%のEBITDA成長を達成してまいりました。加えて競争力ある株主還元を追求する中、連結配当性向（のれんの償却影響を除く）についても2011年度は公表どおりの30%に達する提案をしており、還元水準及び配当金額を持続的に向上させてまいりました。

一方で、株主提案にあるような多額の株主還元を行うことは、短期的な視点に立脚したものであり、将来の利益成長のための事業投資を制約し、事業の競争力を低下させ、中長期的な企業価値の低下を招くものと考えます。

なお、経営計画2012におきましては、2013年度までに連結配当性向40%、その後、中期的に50%を目指していくこととしております。

## 第6号議案 自己株式の取得の件

### 1. 議案の要領

会社法156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に当社普通株式を、株式総数1,600,000株<sup>(※)</sup>、取得価額の総額800,000,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限となる金額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### 2. 提案の理由

本会社の資本構成は、レバレッジが不十分であり、株価が低く評価されてしまっています。本会社は、その手持ち現金を、自己株式の取得のため、さらに、配当を国外の同規模の会社と同程度にまで増加するために使用するべきです。この自己株式の取得により、本会社の取締役会が、株主に対して利益を還元することを優先し、競合他社にひけを取らない株主への還元を実行する、という約束を果たすことができるのです。

(※)当社は、2012年7月1日を効力発生日とする1株につき200株の割合をもって実施する株式分割に係る取締役会決議を2012年4月13日に行っていることから、分割の効力発生日後は、320,000,000株となります。

### <第6号議案に対する取締役会の意見>

**当社取締役会は、本議案に反対いたします。**

当社は、中長期に亘る持続的な利益成長を目指し、将来の利益成長につながる事業投資を行うことが、株主共通の利益に資すると考えております。

一方で、株主提案にあるような極めて多数の自己株式の取得は、M&Aを含む事業投資への機動的対応や資金調達に悪影響を与えるリスクがあると考えており、事業の競争力を低下させ企業価値の低下を招くものと考えます。

今後の自己株式の取得については、株主還元策の一つとして、主要な指標として設定したEPS（1株当たり当期利益）成長率を適切に管理する観点<sup>(※)</sup>から、経営環境に応じて適時適切に実施してまいります。

なお、2012年4月26日の決算発表でお知らせいたしましたとおり、現時点のキャッシュフロー等の資金状況、事業投資や格付けへの影響等を勘案した結果、2012年度において政府保有株放出が行われる際には、今後2,500億円程度の自己株式の取得枠を準備する所存です。

(※)当社は、2012年4月26日に公表いたしました経営計画2012にて、調整後EPS成長率を中長期の目標の一つとして設定しております。

## 第7号議案 定款一部変更の件

### 1. 議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第16条の2として、新たに以下の条文を追加する。

第16条の2 株主総会は、会社法に規定する事項の外、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数を含む。）に関する事項について決議することができる。

### 2. 提案の理由

本会社は、自己株式を適切に利用しないまま、消却することなしに保有しています。仮にかかる自己株式が公募割当又は第三者割当により処分された場合、既存の株主の利益は大きく損なわれることになってしまいます。かかる株主の利益を守るために、株主総会において、自己株式の消却に関する事項について決議できるようにするべきです。

### <第7号議案に対する取締役会の意見>

**当社取締役会は、本議案に反対いたします。**

当社は、自己株式の消却及び活用は、その時々を経営環境を踏まえ、機動的に検討、実施する必要がある資本政策の一つであることから、会社法上の原則どおり、取締役会の決議事項とすべきであると考えます。したがって、本議案に反対であります。

当社は、自己株式の使途として、将来のM&Aを含む事業投資に活用する選択肢もあり得ると考えており、また、日本たばこ産業株式会社法により、新株発行による資金調達に制約があることも勘案すると、自己株式の活用は、新株発行と同様の意味を持つ資本政策と捉えております。

なお、EPS（1株当たり当期利益）成長率については、自己株式を除いたうえで主要な指標として管理し、また、自己株式を事業投資に活用する場合は、中長期的な持続的利益成長につながる事業投資であるか否か多面的に検討し、株主共通の利益に資すると判断した場合に実行してまいります。

## 第8号議案 自己株式の消却の件

### 1. 議案の要領

第7号議案による定款変更に基づき、以下の提案をする。

保有する自己株式を全て消却する。

### 2. 提案の理由

本会社は、自己株式を保有する必要はありません。本会社が自己株式を消却することにより、自己株式の取得による利益を株主が完全に享受することができます。仮にかかる自己株式が公募割当又は第三者割当により処分された場合、既存の株主の利益は大きく損なわれることになってしまいます。

### <第8号議案に対する取締役会の意見>

**当社取締役会は、本議案に反対いたします。**

当社は、自己株式の使途として、将来のM&Aを含む事業投資に活用する選択肢もあり得ると考えており、また、日本たばこ産業株式会社法により、新株発行による資金調達に制約があることも勘案すると、現時点において、全ての自己株式を消却する考えはございません。

以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（以下、「議決権行使サイト」といいます。）にアクセスしていただき、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等がございましたら次ページに記載の「システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）」へお問い合わせください。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙の返送）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

【議決権行使サイトURL】 <http://www.evote.jp/>

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxy サーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2012年6月21日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い

- (1) 議決権行使書用紙の返送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 9：00～21：00

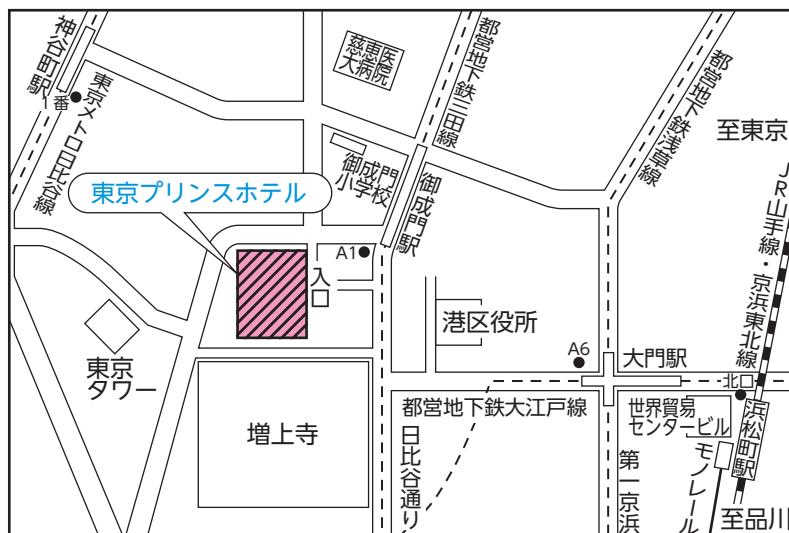
以 上

ひと  
の  
とき  
を、  
想  
う。



## 第27回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝公園三丁目3番1号  
東京プリンスホテル



### 下車駅

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ● JR山手線・京浜東北線 | } 浜松町駅下車（北口）徒歩10分 |
| ● モノレール       |                   |
| ● 都営地下鉄三田線    | } 御成門駅下車（A1）徒歩1分  |
| ● 都営地下鉄浅草線    | } 大門駅下車（A6）徒歩7分   |
| ● 都営地下鉄大江戸線   |                   |
| ● 東京メトロ日比谷線   | } 神谷町駅下車（1番）徒歩10分 |

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。